

仙台市急患センター，仙台市北部急患診療所，仙台市夜間休日子ども急病診療所の指定管理者候補者の選定経過及び結果について

仙台市急患センター，仙台市北部急患診療所，仙台市夜間休日子ども急病診療所について，次のとおり指定管理者の候補となる団体を選定しましたのでお知らせいたします。

1 施設概要及び指定期間

- (1) 施設名 ①仙台市急患センター
②仙台市北部急患診療所
③仙台市夜間休日子ども急病診療所
- (2) 所在地 ①仙台市若林区舟丁 64 番地の 12
②仙台市青葉区堤町 1 丁目 1 番 2 号
③仙台市太白区あすと長町 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 指定予定期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

2 選定までの経過

令和 3 年 7 月 15 日	健康福祉局選定委員会開催 (募集方法，評価方法を審議，候補団体の選定を実施)
令和 3 年 10 月 26 日	面接
令和 3 年 11 月 18 日	健康福祉局選定委員会開催 (申請書類の審査，面接概要報告，候補団体の選定を実施)

3 健康福祉局選定委員会の構成

委員数 計 6 名 (内訳：民間委員 3 名，市職員委員 3 名)

※11 月 18 日の委員会は民間委員 1 名が欠席

4 指定管理者の候補者

- (1) 団体名 公益財団法人仙台市救急医療事業団
(2) 代表者名 理事長 今井 克忠
(3) 所在地 仙台市若林区舟丁 64 番地の 12

5 選定理由

仙台市急患センター，仙台市北部急患診療所，仙台市夜間休日子ども急病診療所は，増大する初期救急医療の需要に対応した診療体制の充実を図るため，休日及び夜間における急病患者に対し，応急的な診療を行うことを目的として，仙台市休日夜間診療所条例に基づき本市が設置しているものです。

当該施設を運営管理する指定管理者には，仙台市域の地域医療事情に精通した上で，市内の病院・診療所の専門治療領域や診療受付時間など，医療分野に関する経験と知識を有するとともに，専ら休日・夜間に業務を行う公的な救急医療機関として，市内外の医療機関と医師等の派遣に関する協力関係を有し，安定的かつ確実な施設の運営を行わなければなりません。

公益財団法人仙台市救急医療事業団は，これまで仙台市急患センター等の初期救急医療の提供に長年取り組み，医療分野での経験や知識の蓄積があり，患者である市民に対し，サービスを適切に提供してきた実績があります。また，休日・夜間に勤務が可能な医師等の

確保が困難な中、同団体は、東北大学病院をはじめとする医療機関、開業医等を中心とする各医会との協力関係を有しているほか、県内外から直接、医師を雇用するノウハウを有し、適切な運営を行っています。

選定にあたっては、書類及び面接審査を通じ、利用者本位の事業計画や感染症対策に対する取り組みについての提案が高く評価されました。

以上のことから、当該施設の安定的な管理運営が行われることが認められるため、同団体を公募によらずに、指定管理者の候補団体として選定しました。

6 その他

指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者として指定する議案について、令和4年第1回定例会に提出する予定です。当該議案が議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

お問い合わせ先

健康福祉局保健衛生部健康政策課医療政策係
(電話番号：022-214-8196)